

北大江地区まちづくり実行委員会 規約

第1条(名称)

本会は、北大江地区まちづくり実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称し、事務所を委員長宅に置く。

第2条(目的)

実行委員会は、大阪府中央区大手前1丁目及び2丁目、天満橋京町、北浜東、谷町1丁目、石町1丁目及び2丁目、島町1丁目及び2丁目、東高麗橋、釣鐘町1丁目及び2丁目並びに船越町1丁目及び2丁目の区域(以下「北大江地区」という。)において、住み、働き、遊び、学ぶ者がふれあい、歴史を継承しクリエイティブに展開するまちづくりを行うために、必要な調査・研究、関係機関との協議等を行い、北大江地区の整備・改善及び保全等にかかるまちづくり構想(以下「北大江まちづくり構想」という。)を策定し、その実現を図ることを目的とする。

第3条(組織)

実行委員会は、北大江地区に関わる居住者、従業者、事業者及び土地または家屋の所有者(以下「地区住民」という。)で、実行委員会の趣旨に賛同する会員で構成する。

第4条(運営)

実行委員会は、地区住民等の意向を反映させた研究、協議をし、目的達成のために必要な各種活動を行う。

第5条(役員の構成)

実行委員会に次の役員を置く。

委員長：1名 副委員長：若干名 事務局長：1名 会計：1名 幹事：若干名 会計監査：2名

第6条(事務局)

実行委員会に事務局を置くものとし、その所在は事務局長宅に置くものとする。

第7条(顧問団)

実行委員会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は役員会の承認を経て委員長がこれを委嘱する。

第8条(特別会員)

実行委員会には、役員会の承認を経て特別会員を置くことができる。

第9条(役員の選出)

実行委員会の役員は実行委員会の総会において会員の中から互選により選出するものとする。

第10条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。

第11条(招集)

実行委員会総会は、必要と認めるとき委員長がこれを招集する。

第12条(会費)

会費は一口年1,000円とする。

第13条(会計年度)

実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までの1カ年とする。

第14条(会計報告)

実行委員会は、収支決算書を毎会計年度作成し、三役会にて監査をうけ、実行委員会総会で報告するものとする。

第15条(記録)

事務局は総会その他の会議に提出された資料を保管し、会員の請求によりこれを閲覧させるものとする。

第16条(その他)

実行委員会運営に関して必要な事項は、この規約に定めるもののほか、実行委員会において協議して、定めるものとする。

付則

第1(施行)

この規約は平成10年10月5日より施行する。

第2(最新改正)

この規約(最新改正)は平成15年10月1日より施行する。